

兵庫県の最低賃金 時間額 844 円に改定

平成 29 年 10 月 1 日から兵庫県の最低賃金が以下の通り改定されました。

時間額 819 円 ⇒ 時間額 **844 円** (25 円 UP)
(改定前) (改定後)

※この最低賃金は、原則として、県内の事業場で使用されるパート、アルバイト等を含めた全ての労働者に適用されます。

ただし、以下の 9 業種については、産業別最低賃金(特定最低賃金)が適用されますのでご注意ください。

- ①「繊維工業」 ②「塗料製造業」 ③「鉄鋼業」
④「はん用・生産用・業務用機械器具製造業」
⑤「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気・情報通信機械器具製造業」 ⑥「輸送用機械器具製造業」
⑦「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業」 ⑧「各種商品小売業」 ⑨「自動車小売業」

●最低賃金において算入しない賃金は、以下のとおりです

- ①臨時に支払われる賃金及び 1 ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金
②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
③精皆勤手当、通勤手当、家族手当

(お問合せ：兵庫労働局)

確定申告の「医療費控除」 領収書が提出不要に

確定申告で「医療費控除」を受ける際、医療費の領収書の提出が必要でしたが、平成 29 年分の確定申告から、領収書が提出不要となりました。

ただし、領収書の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要になります。

以下の点にもご注意ください。

- 医療費の領収書は、自宅で 5 年間保存。
(税務署から求められた時は、提示又は提出が必要)
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できる。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などのこと)

★医療費控除の申告は確定申告書等作成コーナーで作成できます。

作成コーナー

検索 

(担当：本庄・遠藤)

「共生社会」の実現に向けて 障害者の法定雇用率が引き上げ

全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率が以下のように変更になります。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|-------|-------------------|
| | 現行 | 平成 30 年 4 月 1 日以降 |
| 民間企業 | 2.0% | 2.2% |
| 国・地方公共団体等 | 2.3% | 2.5% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% | 2.4% |

他にも

- 障害者を雇用しなければならない民間企業事業主の範囲
従業員 50 人以上 ⇒ 45.5 人以上
- 平成 33 年 4 月までに、さらに法定雇用率が 0.1% 引上
(お問合せ：兵庫労働局)

「身体障害者補助犬」の受け入れ 義務化要件が拡大

一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされています。

今回、法定雇用率の見直しが行われたことに伴い、『一定規模以上』の基準が、平成 30 年 4 月 1 日から以下のように改正されます。

50 人以上の常用雇用労働者がいる事業所



43.5 人以上の常用雇用労働者がいる事業所

(平成 30 年 4 月 1 日から当分の間は 45.5 人以上)


(お問合せ：兵庫労働局)

ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ エントリー企業募集

兵庫県では斬新な発想やユニークなアイデアで先導的・モデル的に事業展開している企業等を表彰し、地域産業のさらなる成長を目指しています。

表彰企業は各種広報媒体にも採り上げられるチャンスもあり、販路開拓等に絶好の機会となります。

応募書類は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。

ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ 検索 

募集期間：平成 29 年 11 月 15 日(水)まで

(お問合せ：兵庫労働局)

参加店の84%がヒントを得た！

～多可まちスクールスタンプラリー2017～

事業
報告

商業賑わい創出事業「たかめぐり」として8月1日から31日まで実施した、今年で2回目となる『多可まちスクールスタンプラリー』は、19店舗が参加。

このスタンプラリーは、店主が講師、お客様が生徒となる「まちゼミ」方式のイベントにスタンプラリー要素を加えたもので、スタンプラリー後のプレゼント応募者は172人あり、昨年と比べて52人増加。参加者からうれしい声が寄せられています。

【参加者の声】

- 楽しくてあっという間に時間が過ぎとても新鮮な体験でした。
- 各教室のあたたかいおもてなしに感激しました。
- とても楽しかったので、また企画していただきたいと思います。
- 気になっていたお店に来る機会ができてよかったです。

また、参加店のアンケートでは、イベント期間中に「新規顧客が増えた」との答えが50%あり、「今後の経営にヒントを得ることができたか」の問いには84%が「得ることができた」と回答。具体的には以下のような回答がありました。

【参加店が得たヒント】

- このようなスクールに興味がある人が多いと分かった。9月から毎月スクールを実施することにした。
- モノを売る、買うといった関係だけでなく、体験していただく中で、店に対する興味も持っていただけたように思う。
- 今のメニューだけでなく新しい提案を考えていけると思った。

世の中にはモノがあふれ、モノを買う「モノ消費」から、コトを体験する「コト消費」に注目が集まっていると言われています。ここ多可町でも例外ではなく、「コト」でお客さんが来店してくれるということが、このイベントで明らかになりつつあります。今後、商工会が実施していく事業にぜひご参加いただき、体感してもらいたいと思います。(本庄)

商工会の金融相談日
『一日公庫』

『一日公庫』とは、商工会館で日本政策金融公庫の担当者と面談していただき、即日決裁が可能となる融資相談会のことです。(案件により即日決裁できない場合もあります。)

年末に向けての資金調達にぜひご利用ください。

【10/12 現在：年利固定 1.31%～】

日時：11月30日(木) 11:00～

場所：多可町商工会館

【申込〆切】11月22日(水)

※事前の申し込みが必要ですので商工会までご連絡ください。

(担当：金高)

災害への備えは万全ですか？

火災共済・休業対応応援共済のご案内

10月の台風21号は、町内でも大きな爪痕を残しました。災害が増える中、もしもの時の備えは万全ですか？

商工会は、県内の中小企業のための共済「ひょうご共済」の代理所として、中小企業にお役立ていただける火災共済や、休業対応応援共済を取り扱っています。

火災共済…火災・落雷・破裂爆発、風雪災等をカバー

休業対応応援共済…地震を含む災害や火災により

事業を休業した場合の休業補償制度

お見積もりやご相談など、お気軽にお問合せください。

(担当：横畑)

商談会情報

第3回兵庫・神戸アライアンス商談会

【特長】

- 商談内容は何でもOK
- 参加者の業種・業態・業歴等は問わない
- エントリー企業間で商談希望とその受け入れを事前調整
- エントリー・商談会など全て無料

【前回の実績】

259社がエントリー、273件のマッチング

⇒商談会に参加した9割の事業者が「満足」との回答

【商談日】

平成30年2月15日(木)・16日(金)

【会場】

神戸商工会議所3階 神商ホール

【エントリー〆切】

平成29年11月30日(木)

※申込はWEBにて

神戸アライアンス

検索

(担当：本庄)

第2回会員交流ゴルフ大会

台風による順延のため、参加者再募集中

【日時】12月6日(水) 9:17スタート

【場所】滝野カントリー倶楽部八千代コース

【〆切】11月15日(水) 定員になり次第締め切りです

(担当：足立・遠藤)

各種お問合せ

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町 125-1

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】原田

【経営支援課】後藤・金高・本庄・横畑・近藤

【業務推進課】足立・遠藤・岸本・宮内・石塚